

令和7年2月定例会

厚生委員会資料  
(市民生活部)



## 秋田市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1 改正内容

令和7年度税制改正に伴い、次のとおり課税限度額および軽減判定所得を改めるもの

#### (1) 課税限度額の引上げ

基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額について限度額を引き上げる。

##### ア 課税限度額および限度額超過世帯数

区分	基礎課税額		後期高齢者支援金等課税額		介護納付金課税額		合計	
	課税限度額	超過世帯数	課税限度額	超過世帯数	課税限度額	超過世帯数	課税限度額	超過世帯数
改正前	65万円	474世帯	24万円	257世帯	17万円	300世帯	106万円	127世帯
改正後	66万円	457世帯	26万円	212世帯	17万円	300世帯	109万円	109世帯
増減	1万円	△17世帯	2万円	△45世帯	—	—	3万円	△18世帯

##### イ 税額への影響

限度額超過世帯数の減により、合計で928万円の増額を見込んでいる。

※ 限度額超過世帯数および税額への影響は、令和6年12月末現在の35,479世帯（介護分12,929世帯）の令和5年中の合計所得金額での試算による。

#### (2) 軽減判定所得の引上げ

5割軽減および2割軽減となる世帯について軽減判定所得を引き上げる。

##### ア 5割軽減の軽減判定所得

改正前	世帯合計所得 ≤ <u>29万5,000円</u> × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
改正後	世帯合計所得 ≤ <u>30万5,000円</u> × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

##### イ 2割軽減の軽減判定所得

改正前	世帯合計所得 ≤ <u>54万5,000円</u> × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
改正後	世帯合計所得 ≤ <u>56万円</u> × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

##### ウ 税額への影響

これまで軽減対象であった世帯が物価や所得水準の上昇等の影響で対象から外れないようにするための改正であり、税額への影響は小さいものと見込んでいる。

### 2 条例改正の手續および施行期日

令和7年度税制改正に係る地方税法施行令の一部を改正する政令の公布が令和7年3月末になる見込みであり、施行期日の同年4月1日までに議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を予定している。